

(平成24年4月18日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認富山地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

6 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 4 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月から52年3月まで

私が結婚した昭和45年\*月に、実家の父親から国民年金手帳を渡され、A市役所で手続を行い、引き続き国民年金保険料を納付するように言われた。

私は、市役所で婚姻届と一緒に国民年金に係る住所変更と氏名変更の手続をし、口座振替に切り替えるまで、B地区の自治会又は婦人会の女性の集金人に、3か月に1回、国民年金保険料を納めていた。

申立期間について、間違いなく保険料を納付していたので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚したときに婚姻届と国民年金の手続を一緒に行ったと主張しているが、A市の国民年金被保険者名簿によると、昭和46年2月27日に社会保険事務所（当時）からの転入通知により、申立人の被保険者名簿が旧姓のままで作成されたとみられる上、社会保険事務所の国民年金被保険者台帳管理簿には、「㊤A市（46. 2）」と記載されており、同年2月に住民票確認によりC市（現在は、D市）からA市に住所変更の処理がされたと考えられる。

また、社会保険事務所の国民年金被保険者台帳管理簿には、時期は不明であるが「不在 A市」と記載されている上、A市の国民年金被保険者名簿の備考欄には、赤色のゴム印で「不明」と押されていること、及び「52. 9. 16 年金手帳再交付」と記載されていることから判断すると、申立人は、C市からA市へ転出した昭和45年10月頃から年金手帳の再交付の手続を行った52年9月頃まで、A市において不在被保険者として管理されていたと考えられ

る。

さらに、A市は、「不在被保険者に係る国民年金保険料について、国民年金納付組織に集金を依頼していたとは考えられない。」と回答している。

加えて、A市の国民年金被保険者名簿では、申立期間に係る検認記録欄は空白（未納）となっており、オンライン記録と一致する上、同名簿により、申立期間直後の昭和 52 年 4 月から同年 9 月までの保険料が同年 9 月 30 日にまとめて納付されていることが確認できることから、申立人が同年 9 月 16 日に年金手帳の再交付の手続を行ったことを契機に不在被保険者の状態が解消され、申立人は、同年 10 月から国民年金納付組織の集金により保険料納付を再開したものと考えられる。

このほか、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを確認できる関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年10月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年10月から50年3月まで

申立期間は家業の手伝いをしており、私が20歳になったときに父親が国民年金の加入手続を行い、保険料は、A農業協同組合（現在は、B農業協同組合）の父親の口座から家族の分と一緒に1年分をまとめて引き落とされていたと母親から聞いている。

申立期間が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間に係る国民年金保険料の納付に直接関与していない上、加入手続を行ったとするその父親は既に亡くなっているため、申立人の申立期間に係る加入手続の詳細は不明である。

また、申立人は20歳になったときに父親が加入手続を行ったとしているが、国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の任意加入被保険者の資格取得状況から昭和50年7月頃に払い出されたと推認されるほか、これより前に申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、この頃に初めて申立人の加入手続が行われ、その際に資格取得日を同年4月1日とする事務処理が行われたものとみられ、このことはC町の国民年金被保険者名簿の記載内容とも符合しており、この資格取得日を基準とすると、申立期間は未加入期間となり、国民年金保険料を納付することはできなかったと考えられる。

さらに、申立人の母親は、国民年金保険料の納付について、「夫名義のA農協の口座から家族の分と一緒に1年分をまとめて引き落とされていた。」としているが、B農業協同組合から提出された普通貯金元帳によると、申立人の保険料は、昭和50年10月22日に初めて申立期間後の同年4月から同年

9月までの保険料が引き落とされていることが確認できることから、申立期間については、家族の分と一緒に1年分をまとめて引き落とされていたとする申立人の母親の主張と相違する。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを確認できる関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 12 月 26 日から 51 年 4 月 1 日まで  
申立期間にA社で臨時雇用員として勤務していた。

また、履歴書カードからもA社で勤務していたことが分かる上、先輩には同社の年金記録があるので、自分も申立期間において厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された履歴書カード及び同僚の証言により、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは認められる。

しかし、A社の事業を引き継いだB社は、「申立期間当時の資料は保管されておらず、厚生年金保険料控除等については不明。」と回答している上、清算業務を行っているC社は、「貸金台帳等の一切の資料は承継されていない。」と回答しており、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除について確認できない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録があり連絡先が判明した同僚（7人）に照会しても、申立期間当時の同社における厚生年金保険の取扱いについて証言が得られない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間において申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 8 月 22 日から 45 年 8 月 25 日まで  
A 社 (その後、B 社、現在は、C 社) D 支店に E 職として、昭和 42 年 8 月 22 日から平成 18 年 3 月 15 日まで勤務した。

しかし、私より 1 か月ほど早く A 社に入社した同僚は、入社から 2 か月後に厚生年金保険の被保険者となっているが、私は、同社に入社してから 3 年後に厚生年金保険の被保険者となっている。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人は、申立期間において A 社 D 支店に勤務していたことが認められる。

しかしながら、申立人から提出された B 社 D 支店の従業員名簿には、36 人の従業員が記載されており、このうち、雇入日が記載されている 34 人について、その雇入日と厚生年金保険の被保険者資格取得日を確認したところ、18 人の被保険者資格取得日が雇入日と相違しており、中でも、申立人を含む 6 人には、4 か月以上の相違が見られる。

また、C 社 D 支店は、「従業員名簿を見ると、申立人と同様に、雇入日と厚生年金保険の資格取得日が相違する者が多数いるので、当時の資料が無く詳細は不明であるが、雇入日から厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていなかった時期があったと思われる。」と回答している。

さらに、B 社 D 支店の元同僚 (1 人) は、「当時の取扱いは分からないが、私は、雇入日、厚生年金保険及び健康保険の資格取得日がいずれも相違している。また、同期入社 of 複数名に確認したが、厚生年金保険の資格取得日は、全員が私と同日で、雇入日とは相違していた。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 富山厚生年金 事案 874

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年10月1日から20年9月1日まで  
② 昭和20年10月1日から32年6月27日まで  
脱退手当金を受け取った覚えがないので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金が支給決定されたことが記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から3か月後の昭和32年9月27日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された当時は通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったものであるから、申立期間の事業所を退職後、厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金を受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年7月1日から8年9月1日まで

私は、A社の創業当初からB職として勤務し、60歳の定年時には総支給額で約50万円もらっていた。定年後も続けて勤務したが、厚生年金の記録では、標準報酬月額が定年後に50万円から15万円に低下している。しかし、この額は、当時の生活状況から考えると余りにも低すぎるので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社は、当時の賃金台帳等の資料を保管していないと回答していることから、申立期間に係る申立人の給与支給額及び厚生年金保険料控除額について確認できない。

また、当時の社会保険事務担当者は、「当時のA社での厚生年金保険の取扱いについてよく覚えていない。このため、申立人の標準報酬月額が60歳以降下がっている理由についても分からない。」と回答している。

さらに、オンライン記録を確認しても、申立人の標準報酬月額が遡って訂正された形跡は見られない。

このほか、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。